字高山南平　五一六番から五一八番まで
字高山西平　五一九番から五二一番まで
字平尾　五三五番から五四二番まで
字弥次郎畑　五五八番から五六八番まで
五六九番一及び五六九番二
五七〇番から五七六番まで
字奥谷平　五七七番から五八一番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市横枕
字屋敷上分　四三〇番　地先道路敷　一号
四三〇番　二号
四二五番一　三号及び三十二号
四二六番　四号から六号まで、三十号及び三十一号
四一三番　七号及び二十八号
四一二番　二十七号
四一五番一　二十九号
四二六番一　三十三号
字土居上　五八五番一　八号から十号まで
字屋敷下分　三六四番　十一号及び二十三号
三六三番　十二号及び十九号
三六二番　二十号から二十二号まで
三六七番三　二十四号
三六七番二　二十五号及び二十六号
字高山南平　五一五番　十三号及び十六号から十八号まで
五一六番　十四号及び十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江浪谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和二年国土交通省告示第千三百五十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡若桜町大字吉川
字江ナミ谷　一三四五番一　一号及び四号
一三一八番一一七　二号
一三一八番三〇二　三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
椋波下谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県倉吉市椋波
字屋敷通　三一一番一
三一四番及び三一五番
字小谷　三一八番一及び三一八番二
三二一番及び三二二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県倉吉市椋波
字屋敷通　三一一番三　一号
三一三番　八号
三一二番　九号
二八八番　十号
二九六番一三　十一号から十三号まで
二九六番七　十四号
地先道路敷　十五号
二九八番二　十六号
二九七番　二号から四号まで
三二〇番　五号
三二二番　六号及び七号
三一八番一　砂防法第二条の土地の表示
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坪谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第百八号で指定した坪谷川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
字高下平　二一六八番　一号
地先河川敷
字上坪谷　六六五番二　二号から五号まで
六六五番五　六号及び七号
字鼻操岩　五八七番一　八号
字葛野　四六〇番一　九号及び十号
四四三番　十一号から十三号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙法寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭
字五駄背　六八四番二　一号及び三十五号
字妙法寺下タ　八五七番四　二号
八五八番　三号
八六一番三　四号
八六八番　五号
八六八番一　六号
七号
八七〇番二　三十一号
三十二号
三十三号
八五八番三　三十四号
八五七番一六　八号
八七六番二　九号
八九五番六　十号
八九二番一　十一号及び十二号
九四四番一　二十六号
九四六番一　二十七号
九四六番二　二十八号
八七六番三　二十九号
二三三四番三　十三号
二三二八番一　十四号
二三一七番一　十五号
二四六九番　十六号から二十号まで及び二十三号
字妙法寺下モ平
字小松谷奥
字タドコ
字ネジレ
字大迫　二四七〇番　二十一号及び二十二号
字壽ヶ谷　二三八二番二　二十四号
字妙法寺上平　二三六八番　二十五号
字上市宮ノ前　九六九番一　三十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県八頭郡智頭町大字三吉
字中河原　四五五二番三　一号
四五五番二　三十七号
九七三番　二号
字水掛ケ
字上土居　九六五番　三号
二二九番一　四号
字香賀　九五八番　五号
字蔭平　七四四番　六号
字カゲ　二六三番四　七号
二六四番　八号
二六五番　九号
二七二番一　二十五号
二六九番一　二十六号
二六七番　二十七号
二六六番　二十八号
字カツラ迫　七三六番一　十号から十二号まで
字カマ谷　七二七番　十三号
字上堂ノ尾　二七八番　十四号
字アシガタ　二七六番一　十五号
七〇八番一　十六号から十九号まで
字梶屋垣内　三〇九番四　二十号
地先道路敷
三〇四番二　二十一号及び二十二号
字ヒナタ　六八一番一　二十三号
六八一番二　二十四号
字五郎兵衛元　二四二番一　二十九号
九四二番　三十号
九三六番　三十一号
地先道路敷
二三三番一　三十二号
字土居　一七六番五　三十三号
字大森ノ下　一八二番二　三十四号
字大森ノ前　一八三番一　三十五号
字畷ノ上へ　一九三番一　三十六号

○国土交通省告示第八百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙法寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十二年建設省告示第三百五十三号で指定した同号七に掲げる土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十四年建設省告示第二千六百十五号で指定した山田川に掲げる土地の区域